

# 憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 74

編集委員 渡辺秀樹



7月3日の最高裁判決を待つ原告の鈴木由美。おしゃべりが好きでカラフルなワンピースやスカートをたくさん部屋につるしている＝6月6日、神戸市

「個人としての尊重」を定めた13条は、憲法の中で最も中心的な規定といわれる。「個人の生き方、可能性を自由に發揮できるような社会の基本構造、これを土台としてつくってくれるはずのもの」（樋口陽一「個人と国家」）である。社会の変化に伴い、「新しい人権」も13条を根拠に次々と提唱されてきた。プライバシーの権利、自己決定権、環境権、日照権、静穏権、アクセス権、平和的生存権……。しかし、最高裁が正面から認めたものはまだ少ない。個人の尊厳を守るため、権利獲得のため、闘いに挑んだ人々の軌跡をたどる。

## 第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。①

「真っ白なナイトがいつはいい。(医師の)メスがきろっと光って怖かったです。思わずフーンと泣いて、おわんみたいな物(麻酔用のマスク)を口にかぶされました」  
5月20日午後、吹き抜けの天井から自然光が降り注ぐ最高裁大法廷。旧優生保護法の下、12歳で何も知らされずに不妊手術を受けた鈴木由美(68)＝神戸市＝は、車いすの上から声を絞り出すように恐怖の記憶を語った。

強制不妊手術は憲法13条などに違反すると国に損害賠償を求めた訴訟の上告審。この日は高裁判決を経た大阪、東京、札幌、兵庫、仙台の5訴訟の原告たちが午前と午後に分かれて、最初に最後の弁論に臨んだ。障害者や支援者らで162名の傍聴席は満席に。弁論での発言はすぐに文章化するモニターに映し出され手話通訳も行われた。鈴木が弁論を始める前に代理人弁護士細田梨恵(34)が「どうかお顔を見て、お話を聞いてください」と呼びかけると、壇上の15人の裁判官が一齐に右下の原告席に顔を向ける。細田は鈴木の前にはしゃがみ質問、ピンマイクを向けられた鈴木が答える形で弁論した。

## 12歳で手術の恐怖と悲しみ 大法廷で訴え

### 旧優生保護法下の強制不妊訴訟(上)

「あなたは手術を受けた後、寝たきりになりましたね。」  
「入院中、退院後、(手術の恐怖の)フラッシュバックが起き、けいれん、けいれんばかりで20年間寝たきり。怖かったです。青春みたいなのもなかった。障害があっても晴れ着て成人式に出たかったけれど、行けなかった……」  
傍聴席からおえつが漏れた。

「小さい頃から差別を受け、苦しんできた。それを少しでも裁判官に分かってもらおうと訴えました」。今月6日、鈴木は神戸市の自宅で振り返った。

鈴木は1955(昭和30)年、大阪市で生まれた。先天性の脳性麻痺で手足に運動障害がある。出生まもなく両親が離婚。神戸の母方の実家に預けられ、祖母が面倒を見た。

歩けないことを理由に就学免除を受け、小、中、高校も養護学校も一度も学校に通えなかった。昼間はずっと家において、塗り絵をしたり、テレビを見たりして過ごした。68年2月ごろ、母から「由美、来月入院するから」と告げられた。理由は教えてもらえず「歩けるようになるための手術をするのかな」と思っていた。



鈴木らが弁論した最高裁大法廷。手話通訳(裁判官下の3人や発言を文章で映すモニター)が配置された。5月29日午後(冒頭の代表撮影)

手術当日。麻酔から覚めると、おなかがつ張るような感じがした。着替える時、へその下に糸で縫われた縦1センチほどの傷があるのに気づいた。「なんで」。家族も医師も看護師も誰も説明してくれなかった。「不良な子孫の出生を防止する」(第1条)ことを目的として、知的障害や精神疾患、遺伝性疾患などを理由に不妊手術や人工妊娠中絶手術を認めた優生保護法。戦後の48年に制定され、96年に障害者差別に当たる条文を削って母体保護法に改称されるまで半世紀近く続いた。不妊手術を受けたのは全国で約2万5千人(長野県内611人)に上る。

鈴木が手術を受けたのは法制定から20年に当たるが、教育を受けていない12歳が手術の意味を知る由もなかった。成長して、生理が来ないことから徐々に子宮を摘出されたのではないかと思うようになった。91年ごろ、通っていた障害者施設の施設長に伝わり「由美もか」と言われた。ほかに同様の手術を受けた人がいることを知った。

その後、就労支援の作業所のある大阪市で1人暮らしを始め、介助ボランティアの男性と98年に結婚。男性は子どもができないことを承知で一緒になつてくれた。

ところが夫は近所の子どもを見ているうちに「子どもが欲しいなあ」と言い出すようになり、夫婦間がぎくしゃくして5年後に離婚。別れ際、「子どもがおいたら俺も変わっていたのに」と言われた。離婚の原因が、子どもができない自分にあるような言い方で切なく、むなしかった。

2017年末、強制不妊手術を巡って新たな動きが起きていた。宮城県の60代女性が国を相手に損害賠償を求める訴えを起す。友人から聞いた鈴木は、そんな裁判ができることを初めて知った。そして自分も裁判を起すことを決断する。

「このまま泣き寝入りしたら、これから先に障害を持つ人が同じようなことをされるかもしれない。それを防ぎたいと思った」(敬称略)  
〈次回から日曜日の第三社会面に掲載します〉

# 憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 75

編集委員 渡辺秀樹

## 第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

②

「なせ、そのようなこと(不妊手術の際の毛そり)をされるのか、看護師さんに聞かなかったんですか。」  
「学校へ行っていない、どんな教育も受けてませんから、聞くのが怖かったし、ほかにも聞かされても恥ずかしいから聞けませんでした。」

2020年9月、神戸地裁の法廷。原告代理人の弁護士が次々と質問する本人尋問に、先天性の脳性まひで車いす姿の鈴木由美(68)＝神戸市＝は証言台の前で、12歳の時の記憶を懸命に答えていた。

〈不良な子孫の出生を防止する〉と定めた旧優生保護法の下、強制的に不妊手術を受けた人たちが憲法13条などに違反すると国を相手に損害賠償を求めた訴訟。多くが仮名で訴える中で、鈴木は迷った末、実名で19年2月、提訴した。「私は何も悪いことをしていない。実名を出せば、ほかの人たちも勇気を持って訴えてくれると思う」と。提訴したのは全国で39人(長野県内はいない)になったが、不妊手術を受けさせられた約2万5千人(県内611人)のほんの一部に過ぎない。

鈴木ら神戸地裁に提訴した7人(その後2人は死去)を支える弁護団(約20人)の団長は藤原精吾(82)である。半世紀前、障害者の有名事件「堀木訴訟」を弁護士になつて3年目に手がけた。

障害福祉年金を受けている全盲の女性が、母子家庭を対象にした児童扶養手当を申請しようとしたところ、年金との「併給禁止規定」によって窓口で拒否され、規定は憲法違反と訴えた訴訟。一審勝訴、二審は憲法違反と訴えた訴訟。一番勝訴、二審は最高裁敗訴だったが児童扶養手当法の改正を促す成果を得た。

それ以来、藤原は障害者団体とのつながりが生まれ、障害者差別の相談に乗ったり



優生保護法の歴史と責任について意見書を神戸地裁に提出した元敬和学園大教授の藤野豊。11月12日、横浜市



強制不妊訴訟で兵庫の原告弁護団長を務める藤原精吾。11月6日、神戸市

## 闇に沈んだ被害 葬られた「国会の責任」

### 旧優生保護法下の強制不妊訴訟(中)

訴訟を起こしたりしてきた。その藤原さえ、ハンセン病患者以外にも広く障害者に強制不妊手術が行われていたことを17年末、宮城県的女性が提訴すると報道されるまで知らなかったと打ち明ける。  
「遺伝性の障害で不妊手術を受けたことを家族にも言い出せなかった。鈴木さんのようにそもそも何の手術だったのか分からなかった人も多い。この問題の深刻な側面だ」と藤原。被害が顕在化するまで1948(昭和23)年の法制定から70年近く、闇の中に沈んでいたのである。

基本的人権の尊重をうたった日本国憲法が施行された47年の翌年になせ、このような差別立法がなされ、48年もの間存続したのか。弁護団は、当時敬和学園大教授で差別の歴史に詳しい藤野豊(71)＝日本近現代史＝に地裁へ提出する意見書の作成を依頼した。

国会議事録や文獻を丹念に調べた意見書(計39頁)によると、47年8月、最初に優生保護法案を提出したのは社会党の議員たちだった。戦後の貧困と食糧難で人口抑制が課題になっていたことを背景に、人工妊娠中絶による産児制限に主眼を置いていたとみられ、法の目的として「母体の生命健康を保護」が最初であり、「不良な子孫の出生を防止」が続いた。時間切れで廃案になると今度は医師出身の民主党(後の自民党)議員が主導して超党派の議員立法案として提出。目的は「不良な子孫」が先になり、48年6月、衆参両院が全会一致で可決、成立する。

その後、強制不妊手術の申請を医師に義務化したり、対象を遺伝性ではない精神・知的障害者に広げたりするなどの改正を繰り返したが、国会で障害者の人権の観点から反対する意見はなかった。

法成立から26年たった74年、ようやく社会党議員から「生まれてくる子どもを差別、選別する」「基本的人権を無視している」との批判が出る。ただ、それは羊水検査で胎児に重度の障害や病気が見つかった場合、妊娠中絶を認める「胎児条項」を加えることに対してであり、既に障害者に行われてきた強制不妊手術には言及がなかった。

国際的な批判の高まりを背景に96年4月、ハンセン病患者の強制隔離を規定したらい予防法が廃止される。国会で活発な論議があり、菅直人厚生相が国の責任を認め、謝罪した。その年の6月、優生保護法は「不良な子孫」の出生に関する条文が全て削除され、母体保護法に改正される。らい予防法とは対照的に改正についての実質審議は一切なく、謝罪もなかった。

「らい予防法が政府提出法案だったのに対し、優生保護法は超党派の議員立法。『公益』を理由に特定の障害者、病者に重大な人権侵害を続けてきたことを国会が認めなければならず、与野党ともそれを回避した」。藤野はそう分析する。

葬られた「国会の責任」。神戸地裁の裁判長、小池明善は着目していた。(敬称略)

〈日曜日〉掲載します

# 憲法事件を歩く 理念と現実のはざままで 76

編集委員 渡辺秀樹

## 第8部 13条

すべて国民は、個人として尊重される。生命、自由及び幸福追求に対する国民の権利については、公共の福祉に反しない限り、立法その他の国政の上で、最大の尊重を必要とする。

③

【本文】原告らの請求をいずれも棄却する。

2021年8月3日、神戸地裁の法廷。旧優生保護法下の強制不妊訴訟で裁判長の小池明善が判決を言い渡す傍聴席からため息が漏れた。

「不良な子孫」の出生を防止するとして特定の障害者らに不妊手術を行うことを定めた優生保護法(1948〜96年)。小池は判決で、「極めて非人道的で、幸福追求権・自己決定権を保障する憲法13条などに違反する」と、旧法の違憲性をはっきり認めた。

しかし「国家賠償については」(原告らの)手術は60〜68年に実施され『不法行為の時』から20年が経過しているから、損害賠償請求権は消滅した(など)「除斥期間」を適用し、退けた。

違憲だが賠償は認めない。このような判決は仙台・大阪・札幌各地裁と続き4例目。「横並び」との批判も出た。ただ、神戸地裁判決には他にない重要な指摘があった。「国会議員の過失」を認めたことである。

「(旧法の)憲法違反が明白で速やかに改廃すべきだったのに96年まで長期間、改廃しなかったことは違法」。だが、そんな「国会議員の過失」も除斥期間という「時の壁」で不問に付される。

「除斥期間」は法律に明記されていない概念である。当時の民法は「不法行為による損害賠償請求権の期間の制限」(724条)についてこう規定していた。

「被害者またはその法定代理人が損害および加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する。不法行為の時から20年を経過したときも、同様とする」(傍点筆者)

後段の「20年」の期間について、事情に關係なく一律に権利が消滅する「除斥期間」であると最高裁小法廷が1989年に解釈。被害が認識できないなどの事情によって中断や停止のある「時効」と区別した。「法律関係を確定させる」理由だが、判例となり、公害や被害といった訴訟で多くの原告が涙をのんだ。



最高裁大法廷での弁論を終え、記者会見する兵庫訴訟原告の鈴木由美。マイクを持つのは担当弁護士の細田梨恵＝5月29日、国会

### 旧優生保護法下の強制不妊訴訟(下)

## 救済阻む「20年の壁」判例 最高裁、来月3日判決

この最高裁の解釈が無理筋だったのは、2020年に施行された改正民法で「20年」についても「時効」と明記されたことで示されている。ただ、強制不妊訴訟のように民法改正前の事案には適用されず、最高裁の解釈が亡霊のように付きまとう。

強制不妊訴訟でこの亡霊を最初に追い払ったのが大阪高裁裁判長だった太田晃洋である。22年2月、大阪訴訟の控訴審判決。「差別や偏見の下、原告らは訴訟提起の前提となる情報や相談機会へのアクセスが著しく困難な環境にあった。除斥期間の適用をそのまま認めることは著しく正義、公平の理念に反する」と最高裁判例に従わず、初めて国に賠償を命じた。

すると今度は高裁での横並び現象が起きる。東京高裁、札幌高裁、兵庫訴訟の大阪高裁がいずれも「正義、公平の理念に反する」と除斥期間を適用せず、賠償を命じた。中でも兵庫訴訟の大阪高裁裁判長、中垣内健治は「国は(旧法が)憲法上の権利を違法に侵害したことを認めず、それを原告が明白に認識するのを妨げ続けている」と指摘。国が憲法違反を認めるか、最高裁の憲法違反判決が確定するか、どちらか早い方から6カ月後には除斥期間の効果が発生しないと初判断をした。いまだ時計の針は回っていないと示したのである。

5月29日午後、兵庫訴訟の原告弁護団長、藤原精吾(82)は、障害者訴訟の先駆け「堀木訴訟」以来42年ぶりに最高裁大法廷の弁論に臨んだ。「勇気を出し、身内の反対を押し切つてこの裁判に立ち上がった原告たちは、裁判所が国に賠償を命じたことによって、自分たちが間違っていなかったと初めて認められるのです」。障害者や支援者らで埋まった傍聴席からすすり泣く声も聞こえた。

最後に弁論に立った国の指定代理人、春名茂(訟務検事)。「除斥期間の例外を広く認める解釈を採ると、今後、既に消滅したはずの責任を追及する訴訟の提起がされるなど、その法的安定性に対する影響は計り知れない」と最高裁をけん制し、請求棄却を求めた。

「(障害による)就学免除で」学校へ行っていない。ずっと家におつても分らない。情報も何も無いのにどうやって20年のうちに訴えんの。どこへ行けばいいかも分からへんやんか。先天性脳性まひで12歳の時に何も知らされず不妊手術を受けた原告、鈴木由美(68)は今年6日、神戸市の自宅でもめくように訴えた。

被害に遭つても事情に關係なく20年たてば救わない。こんな判例をつくり維持してきた最高裁にも責任はないのか。3日後の7月3日に言い渡す判決は、最高裁自身も問われる。(敬称略)

▶日曜日に掲載します



最高裁大法廷の弁論で壇上に並んだ15人の裁判官。7月3日の判決でどんな判断を示すのか＝5月29日(代表撮影)